

広島県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十七年四月十三日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町中溝二丁目三六三番一地先から 安芸郡熊野町中溝二丁目四〇二九番一地先まで	旧		八・一〇〇 九・〇〇	一七六・五〇	
	新		一三・七〇〇 三七・四〇〇	一七六・五〇	拡幅 県道瀬野呉線 と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野呉線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸郡熊野町中溝二丁目四〇二七番二地先から 安芸郡熊野町中溝二丁目三五七六番二五地先まで	旧		八・一〇〇 六・二二〇	一一九・七〇	
	新		一六・五〇〇 二三・一〇〇	一一九・七〇	拡幅 県道矢野安浦 線と重複